石岡都市計画図

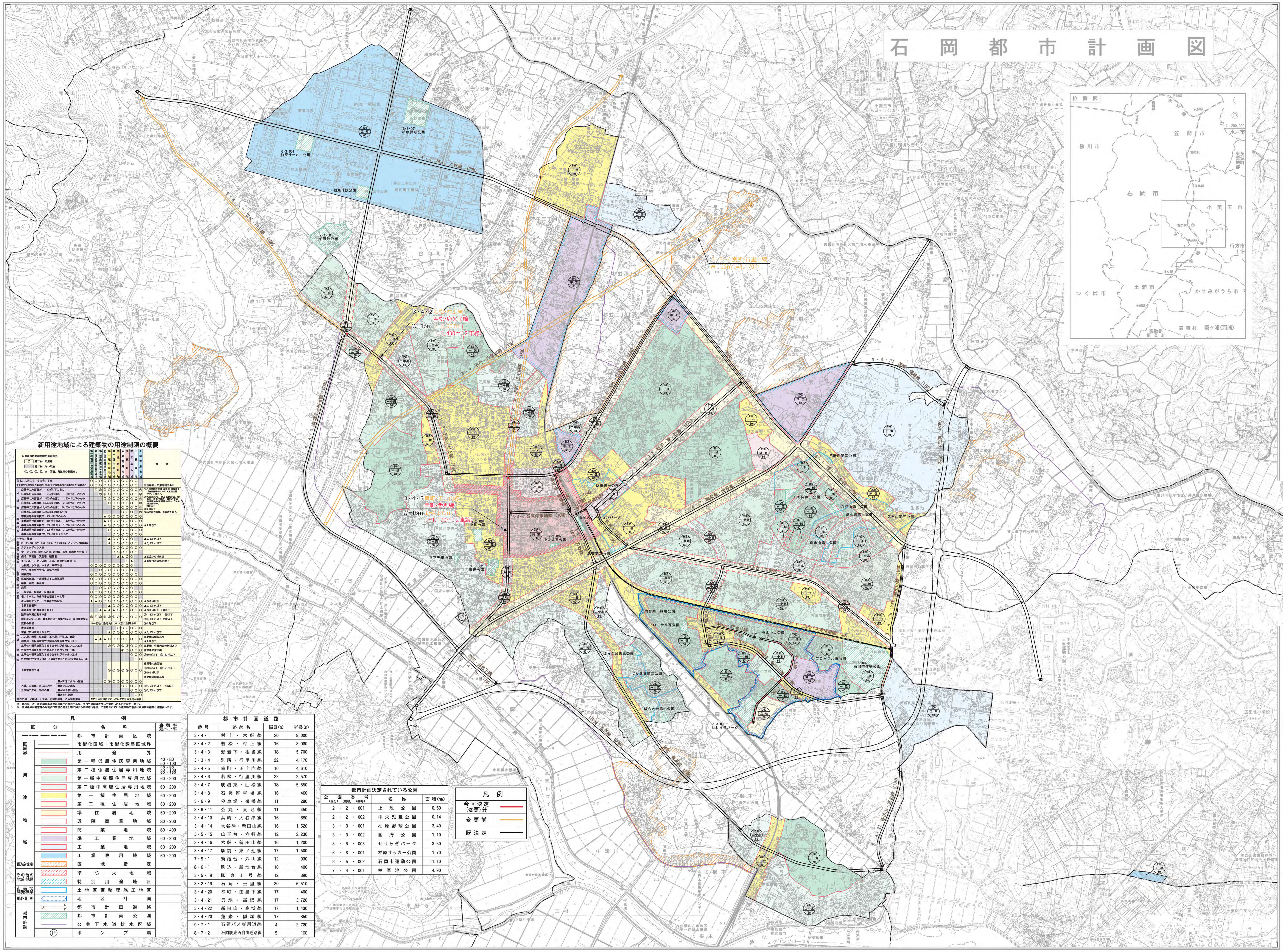

新用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
（灰色） 建てられない用途
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり

用途	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等：店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。
店舗等：店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下
店舗等：店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	③2階以下
店舗等：店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	④物品販売店舗、飲食店を除く。
店舗等：店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	④	
店舗等：店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの								○	○	○		④	
事務所等：事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等：事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等：事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等：事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等：事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○			▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設：ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○		▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設：カラオケボックス等						○	○	○	○	○	○	○	
遊戯施設・風俗施設：マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等 ※						○	○	○	○	○	○		
遊戯施設・風俗施設：劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	▲	○	○			▲客席200㎡未満
遊戯施設・風俗施設：キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等 ※									○	▲			▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等：幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
公共施設・病院・学校等：大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○			
公共施設・病院・学校等：図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
公共施設・病院・学校等：巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等：神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等：病院			○	○	○	○	○	○	○	○			
公共施設・病院・学校等：公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等：老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
公共施設・病院・学校等：老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
公共施設・病院・学校等：自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等：単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
工場・倉庫等：建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限（※一団地の敷地内について別に制限あり）	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
工場・倉庫等：倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等：畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等：パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
工場・倉庫等：危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
工場・倉庫等：危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	○	作業場の床面積
工場・倉庫等：危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	○	①50㎡以下 ②150㎡以下
工場・倉庫等：危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○	
工場・倉庫等：自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が少ない施設								○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量がやや多い施設										○	○	○	②3,000㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が多い施設											○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
※「茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」に規定されている建築物の場合は別途関係機関と協議願います。

凡例

区分		名称	容積率 建ぺい率
		都市計画区域	
区域界		市街化区域・市街化調整区域界	
区域界		用途界	
用途地域		第一種低層住居専用地域	40・80 50・100
用途地域		第二種低層住居専用地域	40・80 50・100 60・150
用途地域		第一種中高層住居専用地域	60・200
用途地域		第二種中高層住居専用地域	60・200
用途地域		第一種住居地域	60・200
用途地域		第二種住居地域	60・200
用途地域		準住居地域	60・200
用途地域		近隣商業地域	80・200
用途地域		商業地域	80・400
用途地域		準工業地域	60・200
用途地域		工業地域	60・200
用途地域		工業専用地域	60・200
区域指定		区域指定	
その他の地域・地区		準防火地域	
その他の地域・地区		特別用途地区	
市街地開発事業		土地区画整理施工地区	
地区計画		地区計画	
都市施設		都市計画道路	
都市施設		都市計画公園	
都市施設		公共下水道排水区域	
都市施設	Ⓟ	ポンプ場	

都市計画道路

番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3・4・1	村上・六軒線	20	9,000
3・4・2	若松・村上線	16	3,930
3・4・3	愛宕下・根当線	18	5,700
3・3・4	別所・行里川線	22	4,170
3・4・5	幸町・正上内線	16	4,610
3・4・6	若松・行里川線	22	2,570
3・4・7	駒潜東・曲松線	18	5,550
3・4・8	石岡停車場線	16	460
3・6・9	停車場・泉橋線	11	280
3・6・11	金丸・貝地線	11	450
3・4・13	兵崎・大谷津線	16	680
3・4・14	大谷津・新田山線	16	1,520
3・5・15	山王台・六軒線	12	2,230
3・4・16	六軒・新田山線	16	1,200
3・4・17	駅前・東ノ辻線	17	1,500
7・5・1	新池台・外山線	12	930
8・6・1	駒込・新池台線	10	400
3・5・18	駅東1号線	12	380
3・2・19	石岡・玉里線	30	6,510
3・4・20	幸町・田島下線	17	400
3・4・21	貝地・高浜線	17	3,720
3・4・22	新田山・高浜線	17	1,430
3・4・23	蓬来・傾城線	17	850
9・7・1	石岡バス専用道線	4	2,730
8・7・2	石岡駅東西自由通路線	5	100

都市計画決定されている公園

公園番号（区分）（規模）（番号）	名称	面積(ha)
2・2・001	上池公園	0.50
2・2・002	中央児童公園	0.14
3・3・001	柏原野球公園	3.40
3・3・002	国府公園	1.10
3・3・003	せせらぎパーク	3.50
6・3・001	柏原サッカー公園	1.70
6・5・002	石岡市運動公園	11.10
7・4・001	柏原池公園	4.90

凡例

区分	線
今回決定（変更）分	赤線
変更前	橙線
既決定	黒線

1:10,000

平成21年3月 1:2,500図（平成21年作成）を縮小編纂
平成24年3月 一部修正
座標系 第IX系
等高線 10m間隔
平成二十八年一月印刷
国際航業株式会社調製
石岡市役所